

## 委 託 契 約 書 (案)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 理事長 照屋 義実 (以下「甲」という。)  
と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、沖縄伝  
統芸能の多言語PR映像制作業務に関し、次のとおり契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従い、信義誠実にこれを履行する。

### (再委託)

第2条 乙は、この契約に係る業務の全部又は仕様書において指定した業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結日から令和3年7月23日までとする。

### (契約保証金)

第4条 甲は、乙に対し、本契約の締結につき独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第26条に準じた契約保証金の納付を免除する。

### (委託料)

第5条 甲は乙に対し、業務委託の対価として、総額金 \_\_\_\_\_ 円を支払うものとする。

(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額は \_\_\_\_\_ 円とする。)

(注)「取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

### (支払条件)

第6条 乙は、成果物の納品後、甲による検収を受け、引渡しを完了したときは、当該成果物に係る代金の支払いを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求は、必ず書面によって行うものとし、甲は適正な当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙にこれを支払うものとする。

(著作権)

第7条 乙は、この契約に基づく納品物（中間成果物含む。）の著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む。）を甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、この契約の履行に伴い新たに制作・作成したものについて、著作権者人格権を行使しないものとする。

3 前項の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。

4 乙は、この契約の履行にあたり第三者が権利を有している映像・音声等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は乙が行うものとする。

5 映像・音声等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応し、甲は責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約の業務上知り得た相手方の秘密、情報等を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当すると認められるときは、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、委託料の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(損害賠償)

第10条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、前条第1項及び第2項各号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(訴訟の管轄)

第11条 この契約に関する訴訟の管轄は、那覇地方裁判所とする。

(協議)

第12条 この本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保管する。

令和3年 月 日

甲 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号  
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
理事長 照屋 義実

乙